別表 2 (第3条関係)「2 R 及び分別・リサイクル活動優良事業所」認定の基準(事業用大規模事業所用シート)

審査票(※記入不要。京都市が記入します。)

事業所名

●確認項目(※記入不要。京都市が記入します。)

性心为口	(次記八个安。京御川が記八しより。)	
	項目	適否
(1)	前々年度以降、廃棄物処理法その他廃棄物関係法令について、改善等を	
	求める内容の文書指導を受けていない。	
(2)	一般廃棄物においては、無色透明又は白色透明の袋を使用し、排出して	
	いる。	
(3)	適切な廃棄物保管場所を設けている。	
(4)	廃棄物保管場所での分別管理体制ができている。	
(5)	廃棄物保管場所に廃棄物の区分が的確に記載されている。	
(6)	執務室内において、発生する品目に応じた適切な分別容器が設けられて	
	おり、区分どおりに分別されている。	
(7)	事業所から発生する品目について、再資源化を実施している。	
(8)	廃棄物の分類ごとに適切な業者と契約をしており、実際に収集されてい	
	ることが確認できる。	
(9)	廃棄物管理責任者が全ての品目について、収集運搬している業者及びそ	
	の処理方法を具体的に把握している。	
(10)	(製造業者、小売業者、飲食業者、催事主催者、ホテル・旅館業者、大学	
	及び集合住宅管理者のみ対象(付表参照))	
	条例に規定する2R及び分別の実施義務の取組が行われている。	
(11)	当該年度の条例第17条第1項の規定による報告書兼計画書を期限内に	
	提出している(該当する事業者※1のみ対象)。	
(12)	当該年度の条例第21条第1項の規定による減量計画書を期限内に提出	
	している。	
(13)	条例第22条第1項の規定による廃棄物管理責任者を置き、届け出てい	
	る。	
(14)	条例第26条第2項の規定による当該年度の減量計画書を期限内に提出	
	している (特定食品関連事業者※2のみ対象)。	
	1 + * * * 7 < 0.00	

- ※1…・小売業者及び飲食店業者(1店舗の延床面積が500 ㎡以上の事業者、 市内のチェーン店の延床面積の合計が3,000 ㎡以上の事業者)
 - ・ホテル・旅館業者 (1 店舗の延床面積が 1,000 ㎡以上の事業者、 市内のチェーン店の延床面積の合計が 3,000 ㎡以上の事業者)
 - ・大学(京都市内の全ての大学・短期大学)
- ※2…事業系廃棄物の排出の量が相当程度多い食品関連事業者で、その店舗その他の事業 の用に供する建築物の床面積の合計が3,000 ㎡以上である事業所を有する事業者